

横浜市青葉区民文化センター
指定管理者選定評価委員会

第3期選定結果報告書

横浜市青葉区民文化センター
指定管理者選定評価委員会

令和4年8月

1 経緯

横浜市青葉区民文化センターの第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の審査及び公開による面接審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 対象施設

横浜市青葉区民文化センター

3 指定期間（第3期）

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定評価委員会 委員

委員長 西田 由紀子（よこはま市民メセナ協会会長）

委員長職務代理者 石井 明（慶應義塾大学経済学部教授）

委員 安彦 善博（洗足学園音楽大学元教授）

細谷 佳世（税理士）

吉村 春美（地域住民代表）

なお、吉村 春美 委員は令和4年7月26日付で委員を辞職されましたので、第2回選定評価委員会は計4名で実施しました。

5 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
第1回選定評価委員会（傍聴者0名） ・公募要項、審査基準等の決定	令和4年4月18日（月）
公募の周知及び公募要項の公開	令和4年4月28日（木）
現地見学会及び応募説明会の開催（申込団体8団体、出席団体8団体、15名）	令和4年5月18日（水）
公募に関する質問受付（5団体、71件）	令和4年5月18日（水）～5月27日（金）
公募に関する質問回答	令和4年6月9日（木）
応募書類の提出（2団体）	令和4年6月27日（月）～6月28日（火）
第2回選定評価委員会（傍聴者5名） ・面接審査、指定候補者の選定	令和4年7月27日（水）

6 選定にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市青葉区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、面接審査において、応募者からの提案説明を受け、委員による質疑を行い、指定候補者

及び次点候補者を選定しました。

評価は、各委員が 200 点満点（さらに、加減要素で－10 点から 20 点を加点）で採点しました。また、最低基準点は、加減要素を除いた出席委員の合計点（委員 4 人合計で 800 点）の 6 割以上（委員 4 人合計で 480 点以上）とし、最低基準に満たない場合は、応募者が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

評価基準項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1) 団体の状況（財務状況含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか 	様式 10、11	10
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか ・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか 	様式 12	10
(2) 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか 	様式 13	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の施設として、市の重要施策を踏まえた取組となっているか ・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか 	様式 14、15	20
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）			105
「使命 1：文化芸術の活動と体験の場となる」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 16－1、2	20
「使命 2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された事業によって使命を果たすことが 	様式 17－1、2	20

するための取組	できると考えられるか。また、その理由は的確なものか。		
「使命3：文化芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式18-1、 2	20
「使命4：幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式19-1、 2	20
「使命5：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式20-1、 2	20
「使命6：不測の事態（新型コロナウイルス感染症等）の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式21	5
5 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか 	様式22-A、22-B	10
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	様式23	10
(3) 5年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか 5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	様式24	10
6 その他			15
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業務の基準に定める「青葉区民文化センターに求められる使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。 	様式25	5
(2) 市の重要政策課題への	<ul style="list-style-type: none"> 市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男 	様式26	5

対応	女共同参画、市内中小企業優先発注) への団体の対応状況は適切か。		
(3) 提案書全体に対する評価	・提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		5
小 計 (A)			200

その他 (加減要素)			±20
(1) 前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は減点対象) ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象)	第三者評価結果	-10 ~ +10
(2) 市内中小企業等であるか 【必須評価基準項目】	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		10
小 計 (B)			20

合 計 (C = A + B)	220
-----------------	-----

7 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当しないことを確認しました。

【公募要項 10 ページ 6 公募及び選定に関する事項 (6) 応募条件等】

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く。）

イ 欠格事項

次に該当する団体等は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されている

こと

- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式3）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

8 応募者

東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会共同事業体
JNS 共同事業体

(2 団体)

9 選定結果

(1) 審査結果

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	団体の状況（財務状況含む）	40 点	34 点	28 点
(2)	指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	80 点	74 点	60 点
(3)	職員配置・育成	80 点	76 点	64 点
(4)	事業計画（施設の使命を達成するための提案）	420 点	393 点	361 点
(5)	収支計画及び指定管理料	120 点	104 点	94 点
(6)	その他	60 点	57 点	51 点
小計		800 点	738 点	658 点
(7)	その他（加減要素） 前期の管理運営の実績 （現在の指定管理者のみ）	-40～+80 点	24 点	0 点
合計		880 点	762 点	658 点

選定評価委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会共同事業体
次点候補者	J N S 共同事業体

(2) 講評

指定候補者：東急コミュニティー・神奈川共立・横浜市民施設協会共同事業体

選 定 理 由：当該団体は現指定管理者として、第1期、第2期を通して青葉区民文化センターを、利用者や地域から愛され、信頼される施設に発展させてきた実績がある。指定管理3年目に実施した第三者評価において、いくつかの課題¹が示されたが、課題解決に向けて明確な方策を検討し、今回の提案内容に反映しており、管理運営におけるたゆまない努力と成長が見て取れた。また、組織面については、当該施設が誇る質の高い事業の提供に相応しく、事業企画、施設管理、運営等に優れて精通した人材が揃っている。さらに、横浜市の文化政策及び当該施設の使命に対する十分な理解の上で、当該施設と青葉区民に向けての真摯な取り組み姿勢と熱意が応募理由に示されていたことも高い評価となった。このような理由を以て、青葉区民文化センターに適した良い管理運営を推進される指定候補者として当該団体を選定した。

次期指定管理期間においては、当該施設の特徴である「良質な音楽の提供」と「地域文化活動拠点」という2つの柱の達成を、構成団体（共同体）の各々の強みを活かしながら目指していただきたい。

次点候補者：J N S 共同事業体

選 定 理 由：当該団体は数多くの施設運営実績を持ち、事業領域も広い。SNS等の広報媒体の効果的な活用によって、より幅広い対象に音楽を届けたいという前向きな姿勢が見受けられた。また、指定管理料削減の取り組みや、経験豊富な人材の配置は優れた提案内容であった。このような点は高く評価した一方で、基本的な提案方針が全国どの施設にも適用できるような汎用性があり、青葉区や当該施設に特化した具体的な内容については、検討・反映が十分になされていないように感じられた。また、当該施設で実施したい企画に対する取り組み姿勢や意欲は伝わったものの、それを遂行するだけの組織編成や（財政）基盤整備が必要であり、さらなる努力を期待したいところであった。

¹ 指摘のあった主な課題

- ①施設の理念が明確かつ市の文化政策に沿っているか
- ②地域へのアウトリーチ（教育文化活動）が十分か

10 総評

応募のあった両団体とも、実績豊富で提案も優れていて、どちらが選定されても水準以上の運営が期待できる内容であった。指定候補者には、これまでの取り組みを継続・発展させ、青葉区民文化センターの更なる発展、ひいては青葉区の芸術文化振興に寄与する役割を担っていただきたい。